（伝送信号）

**第七十一条**　伝送信号は八ＴＳパケットを単位とし、その構成は別表第五十三号に示すとおりとする。

2　伝送信号の誤り訂正は、別表第五十四号に示す畳込み符号と短縮化リードソロモン符号を組み合わせた方式とする。

（音声信号の符号化）

**第七十二条**　音声信号のうちＰＥＳパケットによるものの符号化は、第五条に規定するもののほか、帯域分割符号化方式及び聴覚心理重み付けビット割当方式を組み合わせたものとし、その音声の圧縮手順及び送出手順については、総務大臣が別に告示するところによるものとする。

（映像信号）

**第七十三条**　映像信号のうちＰＥＳパケットによるものは、輝度信号及び色差信号から成るものとし、別表第五十五号に掲げる方程式によるものとする。

（緊急警報信号に適用する規定）

**第七十四条**　緊急警報信号を送る場合は、緊急警報信号を音声信号とみなし、この節の音声信号に関する規定（スクランブルに係る音声信号に関する規定を除く。）を適用する。

（準用規定）

**第七十五条**　第二十三条第二項から第四項までの規定は、狭帯域伝送デジタル放送について準用する。

### 第三節　広帯域伝送方式

（適用の範囲）

**第七十六条**　この節の規定は、広帯域伝送デジタル放送に適用があるものとする。

（準用規定）

**第七十七条**　第十七条及び第二十三条並びに第五十一条から第五十五条までの規定は、広帯域伝送デジタル放送について準用する。

### 第四節　高度狭帯域伝送方式

（適用の範囲）

**第七十八条**　この節の規定は、高度狭帯域伝送方式による標準テレビジョン放送、高精細度テレビジョン放送、超短波放送及びデータ放送（以下「高度狭帯域伝送デジタル放送」という。）に適用があるものとする。

（搬送波の変調）

**第七十九条**　搬送波の変調の形式は、八相位相変調及び二分のπシフト二相位相変調とする。

2　搬送波を変調する信号は伝送信号とし、その信号の伝送速度は毎秒六九・七一八メガビットとする。

3　搬送波の絶対位相偏位は、別表第五十六号に示すとおりとする。

4　搬送波の帯域制限を行うろ波器の周波数特性は、別表第五十七号に示すとおりとする。

（伝送信号）

**第八十条**　伝送信号は、ベースバンドフレーム信号（ＴＳパケットの先頭の一バイトの代わりにＣＲＣ誤り訂正符号を付加したものにより構成される信号にベースバンドヘッダ情報を付加した信号をいう。）に対して誤り訂正符号化した六四八〇〇ビットの信号にフィジカルレイヤヘッダ信号（フィジカルレイヤヘッダ情報にフィジカルレイヤフレームの開始を示す符号を付加した信号をいう。）を付加した信号を単位とし、その構成は、別表第五十八号に示すとおりとする。

2　ベースバンドヘッダ情報及びフィジカルレイヤヘッダ情報の構成については、総務大臣が別に告示するところによるものとする。

3　ベースバンドフレーム信号の誤り訂正は、別表第五十九号に示す低密度パリティ検査符号（以下「ＬＤＰＣ符号」という。）とＢＣＨ符号を組み合わせた方式とする。

（映像信号の符号化）

**第八十一条**　映像信号のうちＰＥＳパケットによるものの符号化は、第四条に規定するもののほか、第二十条第一項の規定を準用するものとする。

（準用規定）

**第八十二条**　第二十三条、第六十九条及び第七十四条の規定は、高度狭帯域伝送デジタル放送について準用する。

### 第五節　高度広帯域伝送方式

（適用の範囲）

**第八十三条**　この節の規定は、高度広帯域伝送デジタル放送に適用があるものとする。

（準用規定）

**第八十四条**　第十七条、第三十条第一項及び第五十一条並びに第五十八条から第六十五条までの規定は、高度広帯域伝送デジタル放送について準用する。

### 第七章　雑則

（地上基幹放送試験局等に適用する規定）

**第八十五条**　標準テレビジョン放送、高精細度テレビジョン放送、超短波放送及びマルチメディア放送のうちデジタル放送を行う地上基幹放送試験局並びに標準テレビジョン放送、高精細度テレビジョン放送、超短波放送及びデータ放送のうちデジタル放送を行うための衛星基幹放送局（内外放送を行うものに限る。）、衛星基幹放送試験局並びに基幹放送を行うための実用化試験局の送信の方式のうちこの省令の規定を適用することが困難又は不合理であるため総務大臣が別に告示するものについては、この省令の規定によらないことができる。

### 附　則

（施行期日）

**第一条**　この省令は、放送法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第六十五号）の施行の日（平成二十三年六月三十日）から施行する。

（省令の廃止）

**第二条**　標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式（平成十五年総務省令第二十六号）は、廃止する。

**別表第一号**　ＰＥＳパケット及びセクション形式の構成（第３条第１項第２号関係）

１　ＰＥＳパケット

| ヘッダ部 | ヘッダ拡張部 | データ部 |
|---|---|---|

48ビット

注１　ヘッダ部は、ＰＥＳパケットの種類の識別のために使用する。

２　ヘッダ拡張部は、ヘッダの付加情報を送るために使用する。

３　データ部は、データの伝送のために使用する。

２　セクション形式

(1)　通常形式

| ヘッダ部 | データ部 |
|---|---|

24ビット　８×Ｎビット

(2)　拡張形式

| ヘッダ部 | データ部 | ＣＲＣ |
|---|---|---|

64ビット　８×Ｎビット　32ビット

注１　Ｎは、正の整数を示す。

２　ヘッダ部は、セクション形式の種類の識別のために使用する。

３　データ部は、データの伝送のために使用する。

４　ＣＲＣは、データの誤り検出のための符号とする。